

○東京都台東区公害健康被害認定審査会条例

昭和50年12月19日

条例第56条

公害健康被害補償法45条第4項に基づき制定

改正 昭和62年12月18日条例第37号

平成26年3月26日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)第45条第3項の規定に基づき、東京都台東区公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、区長の諮問に応じ、法の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者の中から区長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審査会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の互選により定める。

(関係者等の出席)

第8条 会長は、審査会において必要があると認めるときは、その会議に、関係者、専門的事項について学識経験を有する者その他参考人の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、台東区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年12月18日条例第37号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。